

平成29年度 京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会 摘録

1 日 時 平成30年3月2日（金） 10:00～12:00

2 場 所 京都市聴覚言語障害センター（2階 研修室）

3 出席委員

志藤修史委員，浦谷泰弘委員，音川真由美委員，北見貴志委員，久保川芳弘委員，
酒井弘委員，坂口博史委員，鈴木菜穂子委員，高島通隆委員，山崎弥生氏（中村隆委員代理），
中山昌一委員，橋本英憲委員，前田定幸委員，渡辺久美委員

欠席委員

河崎佳子委員，木俣紀子委員，高野美代子委員，中村隆委員

事務局

出口一行障害保健福祉推進室長，大西則嘉障害保健福祉推進室社会参加推進課長，
上田紗恵障害保健福祉推進室社会参加推進係長

4 次 第

- (1) 開 会
- (2) 座長挨拶
- (3) テーマ等
 - ・ 平成29年度の施策の推進方針に係る取組
 - ・ 平成30年度の施策の推進方針に係る取組案
 - ・ 手話啓発リーフレットについて
- (4) 閉会

○事務局（大西社会参加推進課長）から資料1（1）について説明

（1）手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。

志藤座長

手話に対する理解促進について、これまで行われてきた事業をほぼ継続して平成30年度も実施するとのことだが、それについて意見交換を行いたい。

中山委員

ホームページに手話の動画を掲載するという方針が決まっているが、手話が正しいかどうか、聴障協に前もって相談してほしい。「しゅわしゅわ京都」についても、日程的に間に合わないということで聴障協に確認がなく、実際に見てみると少し手話が合わない箇所がある。事前に余裕をもって打合せをしてもらいたい。

大西課長

手話を勉強するとまさに言語であると思う。手話の1つ1つに言語特有の微妙な機微があると感じる。そういった点から、「しゅわしゅわ京都」の完成VTRを見たときに、字幕や言葉が手話と合っていないと感じたことがある。色々と確認をしてもらいわかりやすい形にはしてもらっているが、ホームページでの動画のアップも含め、事前に十分に相談させていただきたい。実際にはテレビの製作の関係で時間に限りがある中で難しい面もあるが、できる限り相談させていただき、言語として細かな機微を伝えることを目指していきたい。

中山委員

市民の手話学習会の提供について、全職員に教えるということだが、聞こえない人が講師と

なるのか。全くこちらでは聞いていないので、教えてもらいたい。

上田係長

京都市の人事課が研修を担当している。講師は聴言センターにお願いをして来ていただいている。聴言センターのろう者のスタッフの方が講師となっている。聴障協にお願いすべきか聴言センターにお願いすべきかという問題があるが、日程調整の都合上聴言センターに依頼していると聞いている。

中山委員

公務員の基本理念の研修では、聞こえる人が講師となっていると聞いたが、手話は言語である、ということに伴い、聞こえない人が講師になるべきだと思う。どのように考えているか教えてほしい。

上田係長

基本理念研修については、手話の研修に加え、条例や推進方針についても研修を行っているため、市職員が担当している。いただいた御意見については人事課に伝え、調整していきたい。

橋本委員

公務員基本理念研修の説明は京都市の職員が行っているということについて、かまわないと思うが、手話というものの背景や、手話がどのようにして成り立ったのかという技術以外の面についてもきちんと教えないと身に付かない。ろうあ者は技術だけ教えていればいいという考え方ではなくて、その背景にある理念も含めてろうあ者自身が教えるというように考え方を変えなければならないのではないかと思う。

志藤座長

橋本委員の意見を踏まえて、きちんと伝えていただくよう、強く私の方からもお願いする。

○事務局（大西社会参加推進課長）から資料1（2）～（4）について説明

（2）手話による情報を取得する機会の拡大に関すること。

（3）手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること。

（4）手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。

志藤座長

それでは、今説明のあった（2）、（3）、（4）について何か御意見等あるか。

中山委員

4ページに「区役所等に配置している手話通訳嘱託員の不在時の当事者への対応方法について検討する」とあり、今後の方針では区役所等の調査と書いてあるが、その具体的な内容を教えてほしい。

また、「インターネットの中継で手話通訳を導入する」とあるが、実際に見たところ非常に小さくて見にくい。機材的な問題もあるのかもしれないが、今後は表情が大きくはっきりと見えるようにしてもらいたいと不満の声が出ている。

5ページになるが、講師紹介の仕組みについて、内部で検討して制度づくりを実施するとあるが、具体的に何をするか教えてほしい。

上田係長

区役所等に配置している手話通訳嘱託員の不在時の当事者への対応方法についてだが、なかなか難しく現時点では具体的にどうするか、というところまで行き着いていない。区役所に配置されている手話通訳嘱託員やそれ以外の障害保健福祉課の職員に、不在時に当事者の方が来

られた場合にどうしているのか、ヒアリングの中で聞き取りを行っている。当事者の方は手話通訳者がいる曜日を把握しており、その日に合わせて来庁されるという答えが多い。手話通訳者がいる曜日を知らない方が来られた場合には、筆談で対応したり、手話通訳者が来る日を案内していると聞いている。それを受けて具体的にどうしていくかは来年度の課題と考えている。

インターネットの議会中継についてだが、この秋の聴障協の要望懇談会でも手話通訳者のワイドの部分が小さくて見えにくいという御意見をいただいている。障害保健福祉推進室から市会事務局の担当者に対し、こういった意見が出ているということを伝えている。市会事務局では技術的に大きくすることが可能なのか等も含め考えると聞いている。最終的な答えはまだ聞いていないため確認する。

観光以外の事業者への手話講師紹介の制度づくりについては、内容検討段階であり、具体的なことについては個別に対応していきたいと考えている。聴障協や聴言センターを手話の講師の派遣元とし、そのことを京都市のホームページ等で情報を発信し、それを商工会議所等を通じて各事業所に伝えることができないかと考えている。こちらについては聴障協とよく相談して進めていきたい。

中山委員

行政の関係の講習会などはほとんど聴言センターに依頼されていると思うが、聴障協にも話をもってきてほしい。聴言センターの方からはほとんど情報を得ていないため、聴障協ではわからないまま話が進んでいる。報告書を見てはじめてわかることがたくさんある。聴障協にも聴言センターと同時に話をさせていただければありがたい。そうすればこちらからも支援できると思う。

大西課長

留意して進めさせていただきたい。

橋本委員

中山委員からも話があったが、インターネット議会中継について、平成29年度は何回やったのか。先ほども話があったが、この前たまたまテレビを見ていると議会中継をやっている手話通訳が付いていたが、いつ議会中継に手話通訳が付くかという情報が入ってこない。そのあたりの広報をどうしているかがいたい。また、手話通訳を一生懸命見てもわからない。小さいというのもあるが、ほとんど口を動かさないから内容がつかめないという、もったいない状況があるので、検討していただきたい。

上田係長

KBS京都は本会議を中継している。何回かというのはすぐにはわからないが、KBS京都が放映した分については手話通訳が必ず付いている。インターネットの議会中継は本会議以外の部分についても実施しており、そちらについても平成29年5月からは、すべてに手話通訳が付いている。画面が小さいという御意見はいただいている。回数を数えれば何回かというのわかる。

大西課長

京都市会のホームページを御覧いただくとすぐに大きくインターネット中継というボタンがあるので、そちらを押していただくと、観ていただくことができる。ちなみに次は3月9日と11日に市長総括があるため、インターネット中継を御覧いただける。

音川委員

確認したいことが2点ある。5ページの「新たな技術を活用した情報取得等の手段の導入に向けた検討」について、例えばタブレット端末で遠隔手話サービス等を想定されているようだ

が、平成30年度京都府の条例を踏まえてと書かれている。京都府の条例がどうなるかわからないので京都市独自にできることは先行されたらよいのではないかと思う。その内容について、先ほど中山会長が質問された、区役所の手話通訳者が不在のときの対応に、もしもこのテレビ電話のような形で「手話通訳がいなくてもいいわ」ということになると、それは福祉的な面から見て違うのかなと思う。不在のときに例えば、もう1人設置通訳者がいるとか、1週間のうちに手話通訳者がいない日をつくるのではなく、毎日手話通訳者がいるようにする等、具体的な案が未定であれば、そのような方向もよいのではないかと御提案させていただく。

もう1点、6ページの最後に「手話通訳者と要約筆記者の派遣時間に係る考え方を統一した」とあるが、手話通訳者の派遣手当が30年近く変わっていないということを何回もこの場で申し上げ、驚かれた委員さんもたくさんいらっしゃった。3年間で段階的にあげていければという話だったと思うが、少なくとも今年度、手話通訳者については全く上がっていない。次年度に情報収集というだけでは足りないと思っている。明確に、3年で段階的に上げるということであれば、そういうことを書かれた方がよいのではないかと思う。

大西課長

「新たな技術を活用した情報取得等の手段の導入」について、手話通訳者の代替としては考えていない。そのあたりも含めて難しい面があり、検討が進んでいないのは申し訳ない。引き続き検討を進めていきたい。我々もどうしたらよいのかと考えている。この場で御意見があれば、参考とさせていただきます。難度が高いと認識している課題である。

もう1点について、手話通訳者の報酬の件については、御要望として踏まえさせていただき、財務部局の方に引き続き働きかけを行っていきたい。

前田委員

4ページの「手話による情報取得等に関する支援の促進」について、大きなことでいうと、「手話により情報を取得する機会の拡大」ということだが、中に書いてあることはいわゆる手話通訳のことで、単に情報を取得するだけではなく、後のページのコミュニケーションのところで分けることが難しい。4ページの1番上に、手話通訳を派遣していると書かれている。聴言センターで年間3,000件～4,000件の依頼に応じてコーディネートし、適切な手話通訳者を色々な場所に派遣するという事業を行っているが、そのことについて書かれている。2番目は保健福祉センターの各署を含めて、各地に12名の手話通訳者が、毎日ではなく場所によっては週1日、2日配置されているが、仕事の時以外は前述の派遣の通訳として動いてもらっている。手話通訳者が非常に不足しており、養成が全国的な課題になっている。聞こえない方の社会参加が進めば、当然手話通訳者の需要が広がるがそこに追いついていない。なおかつ、全国的に登録者の平均年齢をみると50歳の半ばに達している。若手がいなくて、将来どうなるのかと、絶滅危惧種と言われるくらい危機的な状況がある。現状では12名の手話通訳の方々には日中保健福祉センターにおられて、休日や夜間は聴言センターから依頼をして動いていただいている方がたくさんいる。手話通訳者を取り合っているような状況がある。保健福祉センターにそれぞれおられるが、業務内容は一様ではない。ろう者の方がどれくらい窓口に来られるかは、地域や事務所によってかなりばらつきがあり、そこにおられる手話通訳者の御尽力で、市内の手話サークルで活動されて職員の方に手話を広めるような取組を地元のろう者の方と行われている。市内の中で一定の手話ができる方々、手話検定を受けられる方々が出てきていると聞いている。これも手話通訳者の大事な仕事の1つだと思うが、ここにあるような情報提供という範囲であれば、必ずしも手話通訳者がいなくても、窓口の職員の方が手話を一定程度習得されて、充分対応されている例があると聞いている。これは非常に大事なことで、

庁内の聞こえない人にどう対応するかというマニュアルで、手話通訳者がいれば終わりとか、手話通訳者がいればその人にすべて通訳させるということではなく、いづどんな要件で行っても対応がきちっとできるという体制は1人の通訳では無理だと思う。そういう意味では、窓口業務では通訳者に頼らず一定の対応を一般の職員もできるというのが望ましいと思う。通訳者が不足する中で、京都市は非常に先駆的に聴言センターの派遣事業の実施や保健福祉センターへの通訳者の配置等をされているが、個々ばらばらにやるのではなく、全体的に1番効果的な、聞こえない人達の暮らしの向上に役立つような情報提供の仕方やコミュニケーション手段の確保について、どのような方法がいいのか、もう1度この条例を機会にしてよい意味で見直し、限られた人材をどこに配置してどのように動けばよいのかとか、専門的な通訳ではなく行政職員や市民の方もそうだが、そこに手話を広めることを踏まえながら、もっと総合的に京都市内の手話通訳事業のあり方を京都市や聴障協、事業を受けている法人等、その他関係の方と検討していく場所を設けるようお願いしたい。

新しい機器の活用について、基本的に当事者団体の方々は窓口にタブレットを置いて、手話通訳者が窓口にいなくてもテレビ電話を通じてやりとりをする、というのは全国的に広がっている。よく言われることだが、人を配置するよりもタブレットを置く方が安いので、保健福祉センターから手話通訳者を引き上げて機械に変えようということになりかねないという危惧を持っている。そうではないと聞いて安心したが、機器としては使いようがある。たとえば週2日しか手話通訳者がいない場合、不在の間はタブレットを置く等、使い方によってはプラスになる。新しい技術・方法を含めて、京都市内の手話通訳の1番効果的で利便性の高い体制を検討していくのが大事だと思う。

酒井委員

前田委員の御意見に大きく賛成である。聾学校の卒業生が社会に出て行ったとき、手話通訳はとても大事である。手話通訳の充実は是が非でもお願いしたい。前田委員が仰られたように平均年齢が50歳半ばということもあり、今後どうなるのか心配している。手話通訳はとても大事だが、それ以外の一般の方にも手話を広めていく施策が必要だと思う。聾学校では事務室や図書室、寄宿舎でも手話の勉強をし、授業で使うだけではなくあらゆるところであらゆる職種の方が手話を使えるようにしている。手話通訳者以外の方が手話に親しみ、手話を使えることで、聴覚に障害のある生徒達が卒業して社会に出たとき、生活しやすい社会づくりというものに少しでも近づいていければ、聾学校の私どもとしては大変ありがたいと思っている。タブレットのことについても、島根県や鳥取県の方から私どものところに修学旅行に来られるのだが、駅や区役所にタブレットが置いてあるという話を聞いた。他県では行われているように思うので、調べてみると色々と情報が得られるのではないかと思う。

橋本委員

インターネットを利用した電話中継は非常に便利である。私も電話ができないので、スカイプを利用しており、とても助かっている。全国的に電話中継をしているところがある。京都市は後発となっているため、すでに事業を展開しているところとどのように調整していくのか、それを考えていただきたい。

6ページの②について、中途失聴・難聴者向け手話講座を実施していただいたのは非常にありがたいと思っている。ただ、中途失聴・難聴者というのは、皆さんと同じように日本語を使って生活してきた方なので、手話を覚えて自分のコミュニケーション手段として使いこなしていくには非常に長い期間と繰り返しの練習が必要になる。初級と中級合わせて20回してもものにならない。平成29年度の手話講座の講師をしたが、レベルの違う方が来られるため、教

えるのが非常に困難だった。初級、中級というようにクラスを配分した方が現実的で、教わるほうも学びやすい。平成30年度は間に合わないので、平成31年度に予算のプラスをお願いしたい。

中途失聴・難聴者に手話を教える場合、ノウハウや理念が全くできておらず、手探りでやっている状況である。東京の場合は30年以上、中途失聴・難聴者手話講習会を開催してきた経過があるため、そういうところから講師を招いて手話を教えるときの心構えや考え、理念を学びたい。講師の研修をやりたいがお金がないので開けない。手話講師の研修についても予算をお願いしたい。

これが1番大事なことだが、聞こえる方々にとっては手話を覚えても覚えなくても生活はそれほど変わらない。だが、私達の場合は、手話を覚えて、それを使い周りの方々とコミュニケーションができるかできないかで生活環境ががらりと変わる。手話を教わらない中途失聴・難聴者は周りの人と会話ができないから基本的に孤立している。そういう人が手話を覚えて、私達の仲間になると見違えるほど明るくなる。手話講習会に来られる中途失聴・難聴者の方が、聞こえる人よりも手話の必要性ははるかに高いのである。それにもかかわらず、予算が少ないという矛盾がある。去年も言ったかもしれないが、益々の拡大をお願いしたい。

大西課長

前田委員の仰られたことについて、もう少し具体的なところで検討会を開いてはどうか、というように御提案をいただいたと思っている。先ほど4ページのところで、今後区役所等で手話通訳が不在な場合どうしていくのか等、個別具体的に検討していく場があってもよいのではないかと考えている。取組案の表現についても、例えば個別の検討会を立ち上げて実施していく、というような形で、関係の皆様にお声かけさせていただき、お集まりいただくことが可能ならば、推進方針の中に盛り込んでいけるかなと考えている。

橋本委員が仰られたこと、そのとおりでと思う。すごく心を打つお話をいただいた。第2言語という表現が正しいかわからないが、言葉を習得することが非常に困難であるということはとても理解できることである。そういうところに対して十分な施策が打てていないというのは、当事者の方の立場からすれば、そのとおりに思う。私どもとしても何とかできないか、役所の中では予算確保に向けて色々あるが、今の御要望を受け止めて頑張っていきたい。

志藤座長

橋本委員からお話のあった中途失聴・難聴者向け手話講座の内容について、同じ予算でも内容は色々工夫できるのではないかなと思う。いずれにしても、大西課長が言われたように、中途失聴・難聴者の方の生活や現状に合った形での施策の推進内容や具体的な取組を、もう少し精密に、緻密に組み立て直していく必要があるのではないかなと思うので、そのような場面を持っていただくというのが第一優先だと思う。

前田委員が言われたことは根本的な問題である。音川委員の御意見もそうだが、関わる方々みんなで協議をしていく必要がある。市役所・区役所の体制そのものの考え方にもなるので、そのあたりをきちんと議論を踏まえていけたらいいのではないかな。条例としては、今日配られている条例に係る資料の1ページ(1)、条例の概要に目的が書かれている。特に(1)が重要であり、「より豊かな生活や人間関係を築くため手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有する」ということを前提とした条例の組み立てになっているため、条例を実際に実のあるものとするためにはここを踏まえて、前田委員の提案を検討しなおす必要があるのではないかなと思うので、ぜひともお願いしたい。

渡辺委員

(3) ②の3つ目、手話ボランティアによる支援のコーディネートについて検討する、という部分について、中身がわからないので説明してもらいたい。もう1点、これは意見だが、手話サークルは聞こえる者と聞こえない者が集まる重要な拠点である。また、地域の手話を学びたい方、地域の方との接点でもある。すごく大事な場面であるが、ボランティアで成り立っているため脆弱である。だが、長い間頑張ってきたのは、個々の力と各団体の底力、熱意で成り立ってきた。手話を学ぶだけではなく、聞こえない人の暮らしと一緒に取り組んできた。今後は災害という場面においても重要な担い手になっていく。一緒に考えていく重要な拠点になっていくと思う。その拠点として区役所の一室をお借りしたくても選挙等で使えないこともある。毎週集まる場所、聞こえない人でもここに行けば手話を使えるという、安心の場所となる。そういった場所の支援、私どもを含めた関係団体への支援を考えてほしい。お金がほしい、というわけではなく、皆さんの本当の力、社会支援というものが大事になってくると思うので、ぜひ考えていただきたい。

懇話会の前に提案しようと思っていた中身がまさしく皆さんの意見で出た。具体的な作業チーム、ワーキンググループというのか、制度や啓発等について具体的な中身を検討する会がある。この懇話会では全然時間が足りない。社会資源も力も知恵も持っておられる方がこんなに揃っているのに、こんなに出し合えないのはもったいないとずっと思っていた。ぜひ来年度はこの懇話会が発展するのか、新たな作業チームを作られるのかわからないが、絶対に作ってほしい。

大西課長

作業チームということで、持ち方については、この懇話会の部会のような形にするのか、というのがあるが、ぜひ検討していきたいと考えている。先ほど言われた(3) ②についてよくわからないということだが、私どももただちに明確にお答えできるようなことを持ち合わせていない。そういうこともあるため、先ほどお話にあったように、当事者が集まって色々と考えていくのが必要だと思っている。来年度に検討させていただく。だんだんと抽象的なところから具体的なところに向けて施策を進めていくうえで必要かなと、ちょうどその時期に来ているのかなと思っているので、引き続き取り組んでいきたい。また、この取組方針についても来年度の案をそのような形で、皆さんの御意見も踏まえ、もう少し内容を考えていきたい。

志藤座長

(3) ②の最後のところは、行政の窓口で言えば前田委員が仰られていた内容、いつでもどこでもというところは酒井委員が仰られていた内容等、リンクしてくる内容であると思うので、具体的な進め方についてはもう少し中身をつめないとこの内容だけではなわかりにくい。よろしくお願ひしたい。

浦谷委員

今回、初めて参加させてもらい、京都市が色々な取組をされているということがわかったが、半面、生活をしていてその情報が全く入ってきていないというのが感想として1つある。(2)の手話による情報を取得する機会というところで、現在病院で仕事をしていて思うことが、聴覚障害のある方が家族として病院に来られることがあり、その方が単独で来られた場合、情報が適切に提供できているのか、というのが仕事をしているうえでひっかかる部分である。その中で、当事者の必要に応じて利用料無料で手話通訳者を派遣するという項目を見て、当事者の必要に応じてだけではなく、機関等の必要に応じて困ったときにすぐに相談できるシステムがあればよいと思った。本当に当事者の必要と言われると、当事者が必要ではないと思って来られた場合には付かないということになる。私達が情報提供が難しい、文書でも情報をうまく伝

えることができないとなったときに、「ちょっと待ってね、ちょっとこういうところに相談してみるわ」ということが言える体制を病院だけでなく色々なところでできたら、私達が通常生活する中で普通に獲得できているものと近いものが獲得できるのではないかと思った。

志藤座長

医療機関を含め色々な事業者のところで、コミュニケーションする必要があると思ったときに、きちんと対応できる、あるいは相談できるような窓口は確かに必要である。

橋本委員

当事者として色々発言したが、どうしても言いたいことが1つ残っていた。それは世間に埋もれている中途失聴・難聴者がどうしたら手話を覚えられるかというその過程である。私達のPR不足もあるかと思うが、中途失聴・難聴者の手話サークルがある、手話講習会があるということは一般の中途失聴・難聴者にはほとんど伝わらない。興味を持って、近くの手話サークルに行くと、そこはほとんど手話を覚えたらあ者や聞こえる人の場であって、中途失聴・難聴者はほとんどいない。せっかく手話を学びたいと普通の手話サークルに来た人が何もわからないままで置き去りにされる、最後にはここは自分の居場所ではないと諦めてまた閉じこもってしまう。そのような例を私はたくさん見てきた。そういう人達はどのようにして導いていくのかということ、皆さんにも考えていただきたい。

北見委員

渡辺委員が言われた専門チームについて大賛成である。この会だと最後の細部までつめようと思うと不可能なところが現実にあるので、できたらそういった専門部会でそれぞれの内容を煮詰めていくことが必要だと思った。

私の分野は観光だが、5ページ目の二条城の研修会について、私はオブザーバーで参加させていただいた。参加される方は初めて手話に接する方がほとんどで、本来手話講座というと、スクール形式であるのが普通かと思っていたが、二条城の外で行ったため場面がたくさん変わり、それによって受講される方々が大変興味を持ち、受け入れやすく、覚えやすいという新鮮さがあった。今後の講座の中でもフィールドワーク的な手話講座というものも、これから広がっていくためのヒントになるのではないかと感じた。また、最後の6ページの派遣時間について、観光でいうと1日8時間というのが普通で、1泊2日だと36時間という計算になる。通常の講座での手話のお手伝いでは1時間、2時間、3時間だが、観光ではそうではなく8時間とか36時間かける報酬という金額になるので、その点も御考慮いただいて、今後の新たな仕組みづくりを御検討いただきたい。

前田委員

手話を広めるときに、橋本委員が言われたように、多くの聞こえる人にとっては自分に関係ない、自分は必要ではないということがある。ひとごとだというふうに捉えてしまう面がある。浦谷委員の御発言を聞き、「当事者が必要としたときに通訳を派遣する」とあるが、この当事者はここでの文面は障害当事者という意味で書かれていると思うが、通訳という意味で考えると、先ほど言った情報提供とコミュニケーションの違いになるが、双方向となる。通訳が必要な当事者は誰かとなると、例えば病院に患者で聞こえない人が着たら、患者のろうあ者に通訳が必要であると一般的にはそう見られるが、実は1番必要なのは医療を提供する側で、通訳がないとそのサービスを提供できない。そういう意味でいうと病院、相手側も共通にいるのが通訳である。言語としての手話が大事であるというひとごととしての感覚で、余計に少し手話を覚えてみようという発想ではなく、手話はそれを介して話す場合には、相手にとって必要なだけでなく自分にとっても必要なのだということをご意識の中にあれば、取り組む姿勢

も違うのではないかと思う。この当事者が必要な場合という表現も、厳密に言えば色々な意見があるところだと思うので、精査していただきたい。

志藤座長

本当に貴重な御意見、前向きに平成30年度に色々検討して具体的に進めていけるような内容を御提案いただいたと思う。御提案いただいた内容を踏まえ、各団体の、あるいは我々のところ、当事者に検討する具体的な内容を詰めていくということになるかもしれないので、その際には快く時間を惜しまずに参加して、今日のようなよい意見を賜りたい。

中山委員

手話の推進方針の中身で、乳幼児の手話の習得について、行政から情報提供またはリーフレットを渡すという話がある。そこまでは書いてあるが、それだけでよいのかということで、それだけでは困る。生まれてきて聴覚障害があるとわかったら、手話を教えていく環境をつくるべきだと強く思っている。それについて方針の中では書いていない。私個人は生まれつきろうだが、ろうだとわかったとき、両親は聞こえていたが、手話でのコミュニケーションの環境はなかった。生まれてから小学校1年生まで、7年間は手話というものが全くない環境だった。身振りで伝えることはあったが、聞こえる人の6年間ではその間に言葉を覚えるが、それに関しては言語環境で差ができたと思う。小学校1年生で聾学校に入り、それから本当に手話を覚えられた。手話での会話が、自然言語として獲得できた。家に帰ると両親は手話がわからない。私は手話ができるが、親はわからない。学校で口話を教わるため、口話で伝えるが、なかなか細かいことまでは通じない。手話だと色々話せるが親はわからない。私の経験上、ろうの乳幼児に対し、きちっと手話を教える環境を作ってもらいたい。大阪府でも条例ができたが、このようなことの記載がある。そういったことも参考にぜひ入れてもらいたい。

手話のマークについて、ぜひ京都市でも活用していただきたい。

ろう者が手話のガイドをする、その養成への働きかけについて、前も話をしたがなかなか難しいという回答しかもらえていない。手話研修センターの方で手話メイトという手話ガイドの活動をしているので、そういったことも参考にしてもらいたい。病院等で手話通訳がいても、京都市全域ではない。市立病院は2人設置されて、朝8時半から午後5時まで手話通訳がいるが、夜間に入院している聞こえない人に何か起こったときに手話通訳という援助が受けられない。できたら24時間どこかで手話通訳を派遣できるような体制、置いていただけるような体制を作ってもらいたい。

2020年までの懇話会について、どのように変わるのか。1年に3回の開催なのか、2020年までに1回なのか、その頻度について教えてもらいたい。今までの様子を見ると、2020年までに2回だけ開催するのか。

大西課長

ワーキンググループの考え方も含めて検討する必要がある。一度座長に相談をさせていただいて、皆様に考えをお伝えしたい。懇話会については少なくとも、これまでは年に1回以上開催するものだと考えていたが、それではワーキンググループも含め、足りないと思っている。

橋本委員

中山委員が言われたことについて、聞こえないとわかったときの手話の導入の問題だが、現在新生児スクリーニングというものが導入されていて、乳児の段階から聞こえないということがすぐわかるようになってきている。そこで聞こえないと診断された場合、たいがい人工内耳にするかどうかで迷う。色々議論があり、この問題は懇話会の中で話すには時間が足りないので、先ほど言われたようにこの問題の専門部会というようなものの中で、病院関係者の方を招

いて話し合う必要があると思う。

志藤座長

僕もそう思う。少し難しい問題である。

○事務局（大西社会参加推進課長）から手話啓発リーフレットについて説明

志藤座長

配布部数、どこに配布するのかということの説明してもらいたい。

上田係長

まず7,000部印刷する。納品は3月末になるため、配架するのは来年度になる。区役所や市役所、聴言センター等、関係者が集まるところはもちろん、手話体験イベントをやっているためそちらで配布したり、福祉施設、医療機関にも配架依頼を出していきたい。

志藤座長

広く一般市民のところに届くように作られる、ということ。

事前に聴言センターは見ておられるのか。

上田係長

リーフレットの原案を作る段階で、聴障協、中難協、聴言センターから御意見をいただき、資料を概ねまとめている。

山崎先生（中村委員代理）

小学校長会の中村委員の代理で参加した。小学生向けには配布された物とは違うリーフレットをもらうと聞いている。先ほどから話をうかがっていて、あらゆる人があらゆる場所で手話を使えるということが最終的な目標なのかなと感じた。そのためにはできるだけ小さいときに手話に触れるということがとても大事だと思っている。手話を技術としてではなく、なぜ手話が生まれてきたのか、手話が持つ人権としてのとても大切な部分、言語であるということきちっと子どもにわかってもらうことが大事だと今回強く感じた。校長会でもそのように、単なる技術とか、リーフレットを渡せばよいということではなく、これとともに皆さんの思いも一緒に届けたいと思った。

橋本委員

リーフレットについて、事前に見せてもらったが、今見ると聴言センターの問合せ先、住所やアクセス方法が書いていない。聴言センターは大事な場所なので、ぜひとももっと大きく、住所やアクセス、交通方法も載せてほしい。

大西課長

一度御覧いただいたうえで、修正させていただきたい。

志藤座長

聴言センターをどんどん宣伝してもらいたいということで、よろしくお願ひしたい。

来年4月には我々のところにこれがお目見えすることなので、ぜひ御活用いただいて手話の普及に努めていただきたい。

渡辺委員

手話言語の国際デーが9月23日に決まったということは御存知だろうか。ぜひ9月23日を、何かのアピールに使っていただきたい。

志藤座長

ちなみに明日は耳の日なので、頭に入れておいてほしい。色々と貴重な御意見をいただいた。これを活かして、この懇話会から手話言語を発信していけたらと思う。